

南阿蘇村老人クラブ連合会が優良表彰

全国老人クラブ連合会優良郡市区町村老連表彰

村老人クラブ連合会が、公益財団法人 全国老人クラブ連合会から優良表彰を受け、昨年12月に行われた平成30年度第47回全国老人クラブ大会において表彰状を授与されました。

60歳以上の住民の老人クラブ加入率が60パーセントを超える高い割合であることや、福祉運動会、高齢者学級といった活動などが評価された結果の表彰となりました。今回の表彰を受け、会長の佐藤多可雄さん(中松一)は、「今後も会員の皆さんが力を合わせて、村の高齢者の元気が出るよう、仲良く活動していきましょう」と話してくださいました。



吉良村長に表彰の報告をされた佐藤多可雄会長(右)

障害福祉関係給付制度のご案内

制度名	内容	基準等級	助成額(月額)
特別児童扶養手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さまを家庭で監護している父親もしくは母親、または養育者に対して手当を支給する制度です。	1級該当児童とは	
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級以上 以上に相当する状態です。	(対象児童1人につき) 52,200円
		2級該当児童とは	
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級 療育手帳B判定 精神保健福祉手帳2級以上 以上に相当する状態です。	(対象児童1人につき) 34,770円
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さまに対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級以上 以上に相当する状態です。	14,790円
特別障害者手当	身体や精神、知的に著しく重度の障がい2つ以上あてはまる状態であり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある方に対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級以上 の手帳の等級相当の障がい複数あてはまる状態または、以上の障がい1つあり、中程度相当の障がい複数あてはまる状態です。	27,200円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。

※給付の額は平成31年4月以降の額です。給付の額は、毎年改定されます。

※提出された診断書により認定を行うため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL (67) 2702